

8 健 対 第 1 8 4 号
平成 2 8 年 2 月 1 8 日

一般社団法人京都私立病院協会会長 様

京都府健康福祉部健康対策課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項
及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等及び感染症発生動向調査事業実施
要綱の一部改正について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、京都府の健康福祉行政につきまして御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令が平成 2 8 年 2 月 5 日に公布されたことを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

記

1 「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」改正概要

「第 5 四類感染症」に「ジカウイルス感染症」の項を追加し、別記様式 2 に「ジカウイルス感染症発生届」の様式が追加され、本年 2 月 1 5 日から適用。

2 「感染症発生動向調査事業実施要綱」改正概要

四類感染症に「ジカウイルス感染症」が追加され、本年 2 月 1 5 日から適用。その他の改正（平成 2 7 年 1 1 月 9 日付け健発 1 1 0 9 第 3 号厚生労働省通知による改正に係る部分）については、本年 4 月 1 日から適用。

京都府健康福祉部健康対策課
感染症対策担当
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-4734 FAX 075-431-3970